

橋本市人権に関する「市民意識調査」の考察について

今回「橋本市人権に関する市民意識調査報告書」の特徴

概要版一部の再掲となりますが「橋本市の行政運営で特に力を入れてほしい施策」としては、「高齢者に対する制度の充実」が 50.5%、「安心して子育てができる環境整備」が 42.5%、「企業誘致の促進と雇用の拡大」が 35.1%、「商工業の活性化を図るための対策」が 23.3%、「道路整備による交通の利便性向上」が 20.9%、「障がい者に対する支援策の拡充」14.4%、「図書館などの公共施設の整備」14.3%、「学校教育の充実」12.9%、「農家として自立できる農業政策」11.1%、「市営住宅の整備と充実」5.8%、「公共事業の拡大」4.4%となっており、「特にない」は 2.2%に過ぎず、95%近い市民が様々な「特に力を入れてほしい施策」を期待しています。

橋本市民の人権感覚は、人権侵害の歴史的な流れに対し前述の「特徴」に示されているように人が人として心地よく生きていく権利意識は極めて敏感です。

「特に力を入れてほしい施策」を「様々な人権施策」と表現すると、「これが人権施策？」と疑問をもたれる方もおられるでしょう。しかし、調査報告書の橋本市長のあいさつにもありますように「市民一人ひとりが個人として尊重され、人間らしく生きていける社会をめざし、積極的に取り組み、『このまちにすんで良かった』『このまちに住んでみたい』といていただけるまちづくり」こそが人権尊重のまちづくりであり、市民の就労の確保、商工業・農林業の活性化は人権施策の要だと言えるのです。

まとめとして—これからの課題—

10年前、2001年にも同様の調査をしています。この『2001年の調査結果報告書』の特徴は、「ゆめおおく、笑顔あふれるまちづくり」に向けての課題を、市民が取り組むべき課題と、行政が取り組むべき課題に整理しながら、併せて小学校区別の課題として整理し、提起したところにありました。

特に、この報告書では、部落差別・同和問題の解決をめざして活動してきた「これからの同和委員会のあり方について」の市民の意向を調査した結果、同和問題が解決へと向かっている現実を踏まえ、「同和啓発の教訓を他の人権問題に活かす」こと、「人権と福祉のまちづくり」活動へと発展させることが示されました。同和委員会は人権啓発推進委員会へと発展的に改称しましたが、その活動成果は正しく継承されていると判断できます。

日本国憲法では、第 11 条で「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とし、第 13 条では「すべての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で最大の尊重を必要とする」とし、さらに第 14 条では「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において差別されない」

と規定し、すべての国民がどのような状態になったとしても幸福追求の権利が実現できるようにするために、第 25 条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、国に国民の基本的な人権実現の義務があることを明らかにしています。

具体的な人権侵害＝差別が起きたならば、直ちに被害者が相談でき、支援を受けられることができる相談・救済機関を、公権力から相対的に自立した力を持ち、行政にも指導・勧告できる機関として組織することが求められているでしょう。従来の『人権擁護委員』や『行政相談員』にそうした権限を持たせるのも一つの方法でしょう。その場合には「公選制」によって選ばれる形が理想かもしれません。

また、橋本市内では高齢期を迎えた人々や障がいを持つ人々に対する相談・支援活動は、市民の自主的取り組みとして大きく発展しており、取り組んでいる人々は、それを当然の地域活動として認識しており、特別な「人権問題」の取り組みとは認識していません。それは乳幼児に対する絵本の読み聞かせ活動の取り組みでも同様です。「人権と福祉が大切にされるまちづくり」は市民の手によって着実に進みつつあるのですが、国政の場にあっては社会福祉・社会保障の予算が後退しており、これが橋本市行政に人権尊重の社会づくりを困難にさせているという現実を知っておく必要があります。「公」「民」協働による人権と福祉のまちづくり、人権尊重のまちづくりは、この困難に協働して立ち向かうことを避けることはできません。日本国憲法第 12 条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」としており、人権尊重の社会づくりは憲法第 12 条の具体的な実践でもあるということができます。

最後に、橋本市人権啓発推進委員会調査部会として、前述の「特徴」に示されているように、市民の皆さんが行政に寄せる希望と期待が大きいことから、今後、行政における取り組みについて配慮と熟慮の上、市民が望む地域社会実現のために最善の努力をお願いし、その思いをここに記し、考察とします。

平成 23 年 12 月 1 日

橋本市人権啓発推進委員会調査部会